

各位

会 社 名: 株式会社イノベーション

代表者名: 代表取締役社長 CEO 兼 COO 富田 直人

(コード番号: 3970 東証マザーズ)

問合せ先: 取締役 CFO 山﨑 浩史

(T E L : 03-5766-3800)

第三者割当による第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行 及びファシリティ契約(行使停止指定条項付)の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を割当予定先として第三者割当により新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行すること(以下「本資金調達」といいます。)及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	2020年7月31日
(2)	発行新株予約権数	3,795 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個当たり2,772円(総額10,519,740円)
(4)	当該発行による	潜在株式数:379,500株 (新株予約権1個につき100株)
	潜在株式数	なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のと
		おり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額に
		おいても潜在株式数は、379,500 株で一定です。
(5)	調達資金の額(新株	2,003,484,740円 (差引手取概算額) (注)
	予約権の行使に際し	

て出資される財産の 価額) (6) 行 使 価 額 及 び 当初行使価額は 5,270 円です。 行使価額の修正条件 上限行使価額はありません。 下限行使価額は3,162円です。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(効力発生日 は本新株予約権の発行要項第16項第(3)号をご参照ください。) に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東 京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の 終日の売買高加重平均価格の 90%に相当する金額(円位未満小数 第2位まで算出し、小数第2位を切り上げた金額)に修正されます が、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行 使価額を修正後の行使価額とします。 (7)募集又は割当方法 | 第三者割当の方法によります。 (8) 割 当 予 定 SMBC日興証券 先 当社は、SMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出 (9) そ \mathcal{O} 他 の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株 予約権買取契約」といいます。)を締結する予定です。本新株予約 権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の事前の同意がな い限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができな い旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約 の締結と同時に当社とSMBC日興証券との間で、本ファシリティ 契約を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細 につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1) 資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間(本新株予約権の発行要項第12項に定める行使可能期間をいいます。以下同様です。)内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、当社及び当社の連結子会社である株式会社 Innovation&Co. 及び株式会社コクリポで構成されており、法人向けインターネットマーケティング支援を中核とした「ITトレンド」「BIZトレンド」に代表される成果報酬型の比較・資料請求 BtoB サイトの運営等(「オンラインメディア事業」といいます。)及びマーケティングオートメーション(※1)ツールの開発販売等(「セールスクラウド事業」といいます。)を主な事業としております。オンラインメディア事業では、勤怠管理システムや会計システム等の法人向け IT 製品の比較・資料請求サイトである「ITトレンド」(https://it-trend.jp/)及び研修、人事、採用及び給与計算など法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイトである「BIZトレンド」(https://biz-trend.jp/)の運営や、株式会社日経 BP が提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行を行っております。また、セールスクラウド事業では、法人営業に特化したマーケティングオートメーションツールである「List Finder」の提供及びこれらを基軸とした Web サイトへの集客施策等に関するコンサルティングサービスを提供しております。

当社グループの主たる事業である「オンラインメディア事業」の属する国内インターネット広告市場の2019年の市場規模は前年比119.7%と拡大しており、とりわけオンラインメディア事業の領域である運用型広告(※2)における過去5年間(2015年から2019年まで)のCAGR(年平均成長率)は20.8%増と、市場規模の成長を牽引している状況です(※3)。

足許では、テレワークの一層の推進等を受け、大手だけでなく、中堅・中小企業において もシステム投資の必要性が高まってきており、具体的には、WEB 面接、WEB 会議、チャットボ ット、e ラーニング、ワークフロー、VPN など特定分野でのシステムの導入・検討が各企業に おいて進んでいる状況であり、ユーザーの環境変化が加速しております。直近では新型コロ ナウイルス感染拡大防止のためにリモートワークが推奨されたことにより、当社子会社が運 営する前記ウェブサイト「IT トレンド」における 2020 年1月1日~同年 5 月 31 日の期間の 合計資料請求数は昨年同期間比で「Web 面接・オンライン面接」カテゴリーが 16 倍、「Web 会議 | カテゴリーが3倍、「e ラーニング | カテゴリーが2倍と大幅な増加となっております。 また、IT業界広告主の変化としても、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響による展示 会・セミナーの中止・延期を受けた代替策としての展示会・セミナーのオンラインでの開催 等の一層のデジタルシフト、インターネットを活用した営業活動や物理的なサーバやネット ワーク機器の設定等の専門的な知識を必要としないクラウド化・低価格化による営業・マー ケティングの効率化、検索広告の CPC 単価(※4)向上などを背景に、これまでの景気悪化 による広告削減から、より効果のある広告媒体への販促費のシフト・増額が見込まれるなど、 IT トレンドのニーズが一層拡大するものと考えております。特に企業向けに特化した BtoB メディア運営における HR テック市場は、2018 年度においてその市場規模が前年比 139.7%の 250 億円まで拡大し、本格的な成長期を迎えており、「採用管理」「人事・配置」「労務管理」

「育成・定着」の4領域で需要と供給がともに拡大し、2023年度には1,000億円以上のマーケットになると予測されております(※5)。

かかる環境下において、当社は IT トレンド・BIZ トレンドの BtoB メディアに加えて、セミナーを開催したい企業と参加したいビジネスパーソンを繋ぐ、「いつでも・どこでも・無料で」セミナー動画を視聴できるサービス「Seminar Shelf」を 2018 年度に開設致しました。セミナー動画プラットフォームへの掲載企業(セミナー実施企業)へはリード(見込み顧客)獲得によって課金する方式となっており、当社が日経 BP 社が運営する良質で知名度の高いセミナー動画等のコンテンツをユーザー(セミナー受講者)のニーズに合わせてプランニングして提案することで、掲載企業の更なる獲得が今後も期待されております。

「セールスクラウド事業」においては、依然としてソフトウェアにおけるパッケージ製品 がカスタマイズ性の高さなどの利点によりソフトウェア販売額全体における構成比率が高い ものの、企業内のクラウドコンピューティングの利用が一般化し、SaaS の市場が急拡大して いる状況であります。当社においても、ニーズのある見込み顧客の発見をサポートする、ク ラウド型の BtoB 企業向けマーケティングオートメーションツール「List Finder」を月額従 量課金にて法人顧客に提供しております。「List Finder」はSalesforce(※6)のアカウン トと API を使って連携することで、Salesforce に登録されている顧客情報を一括で List Finder にインポートし、すぐに活用をはじめることが可能となります。また、2019 年 6 月に は Web セミナー (ウェビナー) に特化した SaaS ツール「コクリポ」を提供する株式会社コク リポ(以下「コクリポ社」といいます。)の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。「コ クリポ」は低価格(月額3万円~)かつウェビナーに特化したシンプルな機能(双方向のコ ミュニケーション機能など)に特長があります。昨今のセミナーや展示会のデジタルシフト 及びリモートワークの拡大・定着、5G の普及からウェビナーは成長性が高いビジネスであ ると認識しており、また、「コクリポ」社のウェビナーはオンラインセミナーやオンライン商 談を簡便に行えるツールであることから当社の法人営業及びマーケティング分野に特化した 既存事業 (Seminar Shelf、IT トレンド、List Finder) は親和性が高く、今後市場において も当社が一定の地位を築いていきたいと考えております。

上記に加え、グループにおける更なる事業ポートフォリオ拡大を目的に、新規事業領域として2020年1月に株式会社 Horse IFA Partners(現株式会社 Innovation IFA Consulting。以下「Innovation IFA Consulting 社」といいます。)が実施する第三者割当増資を当社が引き受け、2020年2月1日に過半数の株式を取得いたしました。IFA は"Independent Financial Advisor"の略で、日本では「独立系ファイナンシャル・アドバイザー」とも呼ばれております。銀行や証券会社等の特定の金融機関から独立した存在で、中立的な立場から顧客にアドバイスする「資産運用の専門家」であり、金融庁主催の金融審議会においても今後の認知度向上や、そのサービスの質的向上について議論がなされています。Innovation IFA Consulting 社を含む金融商品仲介業者(個人を除く。)の登録外務員数は約3,100人(2016年12月末時

点)から約3,800人(2019年12月末時点)に増加する等(※7)、資産運用への注目が高まっていると考えられ、当社はIFAの認知度を更に高め、資産運用の新たな選択肢を与える存在になりたいと考えております。

当社グループとしては、上記のようにオンラインメディア事業及びセールスクラウド事業におけるシナジーを追求し、既存領域においてはこれまでの顧客へのアプローチをより一層推進するとともに、新規事業領域においてもウェビナープラットフォーム及び IFA を中核とした金融ビジネス領域における迅速な収益事業化を達成するべく、これらの領域を当社グループの今後の重点分野であると考えております。とりわけ、新規事業領域においては、自社でのサービス開発と共に積極的な M&A によりコア及び関連ビジネスを中心とした成長投資をより一層加速してまいります。

このように、更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、より一層の成長を遂げるためには、ビジネスインフラ拡大を企図した設備投資やマーケティング活動及び人材採用を推進するとともに、上記のような既存及び新規事業領域におけるビジネス基盤拡大及び確立に資する資本業務提携をはじめとした M&A 戦略も引き続き積極的に推進していくことも必要となります。なお、現時点において具体的に進行している M&A 案件はないものの、当社グループの事業ポートフォリオ拡大を狙い、成長戦略を実現するにあたり、引き続き安定的な収益基盤の強化及び事業成長を目的とした M&A 戦略が不可欠であると考えております。その結果、当社グループの成長に先行して、今後における成長資金が生じることが見込まれます。

そのため、当社としては、今後の更なる業容拡大を企図した M&A の実施やシステム投資、マーケティング活動及び幅広い人材の採用に伴う手元流動性低下や借入の増加による財務戦略の柔軟性低下といった事業リスクの増大に備えるために、自己資本の拡充を進め、強固な財務基盤を維持しつつ、事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性をより一層確保することが重要であると考え、資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うに際して、下記、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達 方法の選択理由」に記載のとおり多様な資金調達方法の比較検討を行い、その一つとしてエ クイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。本新株予約権は、当社の判断に より、その保有者であるSMBC日興証券株式会社が本新株予約権を行使することができな い期間を指定することができる行使停止指定条項を活用すること等により、急激な希薄化を 抑制し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能であ り、当社の資金需要にも即した資金調達方法と考え、本新株予約権により資金調達を実施す ることとしました。

今回調達する資金に関しましては、将来のM&Aにおける新規投資有価証券取得に伴う資金、 ビジネスインフラ拡大を企図した設備投資資金、及び当社子会社への投融資を通じた事業拡 大に資するマーケティング費用や人材採用関連費用に充当する予定であり、具体的には、下

記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に 記載のとおりであります。

当社は、今般の資金調達の達成が、将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主をは じめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

- ※1 マーケティングオートメーションとは、マーケティング活動におけるプロセスの自動 化や効率化を支援するシステムの総称であり、見込み顧客情報を管理し、中長期に渡 って良好な関係を築くためのコミュニケーションや最適なタイミングで営業に引き渡 す事に必要な煩雑な業務を自動化するために開発されたツールのことです。
- ※2 運用型広告とは、膨大なデータを処理するプラットフォームにより、広告の最適化を 自動的もしくは即時的に支援する広告手法のことです。
- ※3 出典:株式会社電通「2019年 日本の広告費」
- ※4 CPC (Cost per click) 単価とは、Web 広告が1回クリックされるたびに課金される掲載料金のことです。
- ※5 出典:株式会社ミック経済研究所「HRTech クラウド市場の実態と展望 2018 年度版 2019 年度版 |
- ※6 Salesforce とは、salesforce.com Co., Ltd. 及び株式会社セールスフォース・ドットコムが提供する、マーケティング、営業、コマース、サービス等すべての部署で、顧客の情報を一元的に共有できる顧客管理プラットフォームのことです。
- ※7 出典:日本証券業協会による公表資料

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする 行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要 項第10項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割り当て、SMBC日興証 券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間で、以下のとおり、SMBC 日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社の判断により、SM BC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(以下

「行使停止指定条項」といいます。) 及び当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

- ① SMBC日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使 SMBC日興証券は、行使可能期間中、下記②記載の本新株予約権の行使が制限 されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。 ただし、SMBC日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を 負いません。
- ② 当社による行使停止要請通知(行使停止指定条項)
 - SMBC日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知(以下に定義します。)があった場合、行使停止期間(以下に定義します。)中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。当社の株価や株式の流動性等を踏まえて、当社の判断で行使停止指定を行うことにより、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能になると考えています。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。
 - 当社は、SMBC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」といいます。)として、行使可能期間中の任意の期間を指定することができます。
 - 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日まで(行使可能期間の初日を行使停止期間の開始日に設定する場合には、本ファシリティ契約の締結日)に、SMBC日興証券に通知(以下「行使停止要請通知」といいます。)を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
 - 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの 日とします。
 - 当社は、SMBC日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を 撤回する旨の通知(以下「行使停止要請撤回通知」といいます。)を行うこと により、行使停止要請通知を撤回することができます。なお、当社は、行使 停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたしま す。
- ③ 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、2023年8月31日に、その時点でSMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、SMBC日興証券から請求があった場合には、当社は、SMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。当社は、買い取った本新株予約権を消却します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、及び事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性の更なる確保が可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、又は公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討しました。今回の資金調達は、当社による将来のM&Aにおける新規投資有価証券取得に伴う資金、ビジネスインフラ拡大を企図した設備投資資金、及び当社子会社への投融資を通じた事業拡大に資するマーケティング費用や人材採用関連費用に充当することを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能で、また当社の資金需要に則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、2020年5月頃、SMBC日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約の提案がありました。

本ファシリティ契約は、上記「(1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は379,500株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式の希薄化が限定されており、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら強固な財務基盤の維持を通じた、事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性の更なる確保を図ることが可能であると考えられます。

当社は今回の資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るSMBC日興証券からの上記の提案内容並びに以下に記載する「本資金調達の方法の特徴」及び「本資金調達の方法と他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

【本資金調達の方法の特徴】

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i) SMBC日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii) 行使停止指定条項により、当社は、当社の判断により SMBC日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、SMBC日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は 379,500 株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数 19,979 個 (2020年3月31日現在)に対する希薄化率は 18.99%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を3,162円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額)に設定しました。

④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMBC日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権が全て行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づきSMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、(iii)SMBC日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は(iv)2023年8月31日のいずれか先に到来する日までの間、SMBC日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(ただし、ストックオプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行若しくは処

分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、SMBC日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、当社が、2023年8月31日に、その時点でSMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負うことを合意する予定です。

⑤ 譲渡制限

SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

⑥ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項第 14 項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(7) 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)~(オ)のようなデメリットがあります。

- (ア)本新株予約権による資金調達は、SMBC日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、上記「1.募集の概要(5)調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ)本新株予約権は、上記「1.募集の概要(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に 記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMBC日興証券が 本新株予約権を全て行使したとしても同「1.募集の概要(5)調達資金の額(新株 予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当す る資金を調達できない可能性があります。
- (ウ)本新株予約権の発行による資金調達は、SMBC日興証券に対してのみ本新株予約権 を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新 投資家を幅広く勧誘することは困難です。
- (エ)本ファシリティ契約において、SMBC日興証券は自身の裁量によって本新株予約権 を行使するよう最大限努力すること等が規定されるものの、株価や出来高等の状況に よっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が予定どおりに達成されない可能

性があります。また、当社は、2023年8月31日に、その時点でSMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

(オ)本新株予約権の行使による希薄化が限定された場合においても、本新株予約権全てが 行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させることがで きません。

【本資金調達の方法と他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「MSCB」といいます。)は、MSCBの割当先の転換権に制限がない場合は発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- ④ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかが不透明であると考えられます。
- ⑤ 本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミング や行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配 慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型(割当先が一定数量の行使 義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことにな り、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されな

- い新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時 には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- ⑥ 借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充させ強固な財務基盤を維持することで、事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性をより一層確保するという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

以上のことから、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現 時点における最良の選択であると判断しました。

- 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
- (1)調達する資金の額(差引手取概算額)

・ 本新株予約権に係る調達資金2,010,484,740 円本新株予約権の払込金額の総額10,519,740 円

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1,999,965,000円

発行諸費用の概算額差引手取概算額

2,003,484,740 円

7,000,000 円

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり 2,003 百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
1	新たな価値創造に資する企業等を対象と		2020年8月~2021年8月

	した将来の M&A における投資有価証券取	250	2021年8月~2022年8月
	得資金	250	2022年8月~2023年8月
2	オンラインメディア事業関連の設備投資	100	2020年8月~2021年8月
4	インノイングノイノ 事未財産の設備投賃 資金	200	2021年8月~2022年8月
	貝並	400	2022年8月~2023年8月
		50	2020年8月~2021年8月
3	当社子会社を通じたマーケティング費用	100	2021年8月~2022年8月
		103	2022年8月~2023年8月
		150	2020年8月~2021年8月
4	当社子会社の人材採用関連費用	200	2021年8月~2022年8月
		200	2022年8月~2023年8月
	合計	2, 003	

- (注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融 機関に預け入れる予定です。
 - 2. 本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、支払時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
 - 3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、設備投資資金に追加充当する予定です。
- ①新たな価値創造に資する企業等を対象とした将来の M&A における投資有価証券取得資金当社グループは、更なる企業価値向上を図るために 2019 年 6 月に Web セミナー (ウェビナー) に特化した SaaS ツール「コクリポ」を提供するコクリポ社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。「コクリポ」は低価格 (月額3万円~) かつウェビナーに特化したシンプルな機能 (双方向のコミュニケーション機能など) に特長があります。昨今のセミナーや展示会のデジタルシフト及びリモートワークの拡大・定着、5 G の普及からウェビナーは成長性が高いビジネスであると認識しており、また、「コクリポ」社が強みを有するウェビナーと当社の法人営業及びマーケティング分野に特化した既存事業 (Seminar Shelf、IT トレンド、List Finder) は親和性が高く、今後市場においても一定の地位を築いていきたいと考えております。上記に加え、新規事業領域として 2020 年

1月に Innovation IFA Consulting 社が実施する第三者割当増資を引き受け、2020 年 2月1日に過半数の株式を取得いたしました。IFA は "Independent Financial Advisor"の略で、日本では「独立系ファイナンシャル・アドバイザー」とも呼ばれております。銀行や証券会社等の特定の金融機関から独立した存在で、中立的な立場から顧客にアドバイスする「資産運用の専門家」であり、金融庁主催の金融審議会においても今後の認知度向上や、そのサービスの質的な向上について議論がなされています。また、Innovation IFA Consulting 社を含む金融商品仲介業者 (個人を除く。)の登録外務員数は約 3,100 人 (2016年12月末時点)から約 3,800 人 (2019年12月末時点)に増加する等、資産運用への注目が高まっていると考えられます。

今後、当社の既存・新規ビジネス共に競合他社とのサービスの差別化競争が厳しさを増すことが想定されることから、更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、より一層の成長を遂げるためには、継続的なシステム投資を推進するとともに、新規事業領域における資本業務提携をはじめとした M&A 戦略も引き続き推進する必要があると考えております。そのため、今般の資金調達により、当社グループの事業ポートフォリオ拡大を狙い、成長戦略を実現するとともに、今後の更なる業容拡大及び幅広い投資活動に伴う手元流動性低下や借入を含めた財務戦略の柔軟性低下といった事業リスクの増大に備えるために、自己資本の拡充及び借入金の低減を進め、強固な財務基盤を維持し、事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性をより一層確保することも重要であると考えております。

今回の調達資金は、将来の M&A における投資有価証券取得に伴う資金として、2020 年8月から2023年8月までに500百万円を充当する予定です。

なお、将来の M&A について、現時点で具体的な計画等はありませんが、これらの計画が 決定された場合等、進捗に伴い適切なタイミングで開示を行ってまいります。また、上記 各支出予定期間中に実施した投資有価証券の取得金額が当該支出予定期間に予定してい る金額に満たなかった場合には、当該未充当分を次の支出予定期間に繰り越して充当する 予定ですが、2023 年 8 月までの支出予定期間中に実施した有価証券の取得資金額が 500 百万円に満たなかった場合には、未充当分は新規事業開発のための設備投資資金に充当する 予定です。

②オンラインメディア事業関連の設備投資資金

上記①に記載のとおり、当社グループは、売上拡大及び利益率向上を図るため、コクリポ社の全株式の取得による完全子会社化を行いました。かかる M&A 実施に伴い、オンラインメディア事業とのビジネスシナジーを追求し、既存のサービス領域において提供しているコンテンツ及び新規のコンテンツをより一層充実することで、更なるシェア拡大を図ってまいります。加えて、買収後のインテグレーションにおいて迅速な収益事業化を達成す

る必要があります。かかる状況においては、当社の既存及び新規にかかるビジネスインフラ拡大を企図した積極的な設備投資が必要になると認識しております。

今回の調達資金は、上記ビジネスインフラ拡大に伴う、トラフィックの増加に応じたシステム・サーバーの増強・AI アシスタント機能や口コミ投稿機能等の新機能搭載における費用及び買収により獲得した新規ビジネスの収益事業化に必要となるセミナー内課金システムの実装、セキュリティ機能の強化等の設備投資資金として、2020年8月から2023年8月までに700百万円を充当する予定です。

③当社子会社を通じたマーケティング費用

試行錯誤を重ねて作り上げたビジネスをより多くのお客様に提供するためには、積極的なマーケティング活動が必要です。マーケティング活動へ効率的に資金を投じることで新規顧客獲得及び顧客単価の向上が実現するものと想定しており、結果として当社の更なる収益拡大に繋がるとの認識です。積極的なマーケティングによる当社グループの成長を達成するため、新規コンテンツの開発とシステムの整備を予定しております。

具体的には、当社子会社への投融資を通じて、コクリポ事業の認知度向上のためのWEBメディアへの出稿・SEO強化に向けた新規コンテンツの開発、IFA事業における営業活動支援のためのマーケティングプラットフォームの開発・運用等のマーケティング活動を行うための資金として、2020年8月から2023年8月までに253百万円を充当する予定です。

④当社子会社の人材採用関連費用

2020年7月15日時点において当社の従業員数は28名、当社の連結子会社である株式会社Innovation&Co.の従業員数は66名、株式会社コクリポの従業員数は4名ですが、2019年の国内インターネット広告市場規模は前年比19.7%増、インターネット広告媒体費は同14.8%増(※1)となる等、BtoBマーケット市場が拡大基調にある中、営業面において収益機会を余すことなく獲得していくには当社人員が不足している状況が続いております。当社グループは、事業会社である株式会社Innovation&Co.及び株式会社コクリポにてオンラインメディア事業及びセールスクラウド事業を行っているところ、かかる課題については、多様な人材を獲得する事により、各自が保有している専門性を活用し、結果として、当社グループの成長に繋がるものと認識しております。

具体的には、当社子会社への投融資を通じて、当社子会社において、オンラインメディア事業における営業・企画機能の強化、コクリポ事業における技術要員の確保、IFA事業における営業体制の拡充を目的とした人材採用関連費用として、2020年8月から2023年8月までに550百万円を充当する予定です。

※1 出典:株式会社電通「2019年 日本の広告費」

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使 途に充当することにより、強固な財務基盤を維持するとともに、事業環境の変化に柔軟に対 応するための財務柔軟性の更なる確保を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容 の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると 考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(本社:東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者:黒崎知岳)が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の2,772円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、更に割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3.資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断しました。

これらの結果、本日現在において当社監査等委員会から、監査等委員全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式 379,500 株に係る議決権の数は 3,795 個であり、当社の発行済株式総数 1,998,600 株 (2020 年 3 月 31 日現在)に対して 18.99%、総議決権数 19,979 個 (2020 年 3 月 31 日現在)に対して 18.99%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権による資金調達は、事業環境の変化に柔軟に対応するために十分な財務柔軟性を確保するとともに、その投資余力を今後の M&A 戦略や継続的

なシステム投資やマーケティング費用、人材採用関連費用に振り向けることにより、将来的な企業価値向上に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去3年間(2017年7月から2020年6月まで)の1日当たりの平均出来高は36,513株であり、直近6か月間(2020年1月から2020年6月まで)の同出来高も71,429株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数379,500株を行使期間である約3年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約510株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、また、割当予定先として選択したSMBC日興証券との間で、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、更なる成長戦略の遂行のため、上記「4.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」記載の各資金使途に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であると考えております。

加えて、①本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、行使停止指定条項の仕組みを通じて、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(1)	名		称	SMBC日興証券株式会社
(2)	所	在	地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(3)	代	表 者	\mathcal{O}	取締役社長 近藤 雄一郎
	役	職 • 氏	名	双种仅位文 近膝 雄一郎
(4)	事	業内	容	金融商品取引業等
(5)	資	本	金	100 億円
(6)	設	立 年 月	日	2009年6月15日
(7)	発	行 済 株 式	数	200, 001 株
(8)	決	算	期	3月31日
(9)	従	業員	数	9,926人(2020年3月31日現在)

(10)	 主 要	· 斯	 z 引	先	 投資家及び発行体				
				-		<i>/</i> ≓:			
(11)	主要		引銀	行	休八云任二升任及歌	株式会社三井住友銀行			
(12)	大 株			び	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%				
		株	比	率					
(13)	当事名	<u> </u>	間の阝	[係					
					当該会社が当社の株	式 400 株 (2020 年 6	月 30 日現在。2020		
					年3月31日現在	の当社の普通株式に	係る総議決権数の		
	資	本	関	係	0.02%) を保有してい	いるほか、特筆すべき	資本関係はありませ		
					ん。また、当社の関係	系者及び関係会社と当	該会社の関係者及び		
					関係会社の間には、	特筆すべき資本関係に	はありません。		
					当社と当該会社との	間には、記載すべき人	的関係はありませ		
	人	的	関	係	ん。また、当社の関係	系者及び関係会社と当	該会社の関係者及び		
					関係会社の間には、	特筆すべき人的関係に	はありません。		
					当社と当該会社との	間には、記載すべき頃	対引関係はありませ		
	取	引	関	係	 ん。また、当社の関係	系者及び関係会社と当	該会社の関係者及び		
					関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。				
	_				当該会社は、当社の	 関連当事者には該当し	ません。また、当該		
	,	当事	_	* /		係会社は、当社の関連			
	該	当	状	況	せん。				
(14)	 (14) 最近3年間の経営成績及で						っのを除きます。)		
決	-	 第		期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期		
八		ग		刋	2010 午 3 万 朔	2019 午 3 万 朔	2020 午 3 万 朔		
連	結結	纯	資	産	818, 734	831, 277	851, 482		
連	結結	総	資	産	10, 681, 280	10, 917, 612	12, 276, 971		
1株当	たり連絡	吉純資	資産 (円)	4, 092, 913. 65	4, 149, 532. 59	4, 251, 091. 16		
連維	吉 営	業	収	益	397, 405	369, 525	398, 749		
連維	吉 営	業	利	益	89, 690	42, 743	43, 004		
連糸	吉 経	常	利	益	94, 982	48, 456	49, 848		
親会社村	朱主に帰り	属する	当期純	利益	63, 705	33, 310	39, 282		
				円)	318, 525. 22	166, 551. 27	196, 413. 43		
	当たり間				86, 600	42, 100	0.00		
				•	<u> </u>	,			

(注) SMBC日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はSMBC日興証券以外の金融機関からも資金調達に関する提案を受けましたが、SMBC日興証券より提案を受けた本資金調達の手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化を抑制するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、当社グループにおける更なる積極的な新規事業のM&A実施と、事業環境の変化に柔軟に対応するための財務柔軟性の更なる確保の双方を実現し、継続的な成長戦略を推進するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、SMBC日興証券が上記「1.募集の概要」及び「3.資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、同「(1)割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMBC日興証券への割当てを決定しました。

(注)本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMBC日興証券により 買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱い に関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。SMBC日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明を受けております。また、SMBC日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で説明を受けております。加えて、当社は、SMBC日興証券が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを口頭で確認しております。

当社とSMBC日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、割当予定先は当該10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行うことができない旨及び当社は割当予定先に制限超過行使を行わせな

い旨その他の同施行規則第 436 条第 4 項及び第 5 項に規定する内容を定める予定です。上記の他、具体的には、①割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記制限超過行使に係る内容を約させること、及び②本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値以上の場合又は本新株予約権の行使可能期間の最終 2 か月間等においては制限超過行使を行うことができること、といった内容が定められる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMBC日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予 約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭 で説明を受けており、同社の2020年3月期決算短信に記載されている2020年3月31日現在 の連結貸借対照表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当 社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先であるSMBC日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本資金調達に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、SMBC日興証券は当社代表取締役社長CEO兼COO富田直人との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定でありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はございません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2020年3月31日現在)	
富田 直人	42.84%
株式会社NTI	10.01%
株式会社日経ビーピー	7.00%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300002	3.48%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2.96%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)	2.36%
遠藤 俊一	2.00%
岡三オンライン証券株式会社	1.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.46%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	1.05%

(注) 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は379,500株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は、15.96%となります(2020年3月31日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。)。

9. 今後の見通し

2020 年 5 月 25 日付「2020 年 3 月期 決算短信[日本基準](連結)」にて公表いたしました 2021 年 3 月期の連結業績予想に変更はありません。

なお、今回の調達資金は、上記「4.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

今般の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円。特記しているものを除きます。)

							2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
(連	結)	売	上	高	1, 345, 735	1, 487, 706	2, 022, 046
(連	結)	営	業	利	益	29, 850	16, 487	174, 605
(連	結)) 経	常	利	益	33, 748	19, 134	173, 190
当親会	期会社構	純 ミ主に	利 帰属す	益る当	又 期純和	は 列益	23, 451	8, 925	92, 344
1 杉	未当た	り(連結	的 当期	純利益	金額	(円)	12. 08	4. 54	47. 21
1	株当	たり	配	当 額	(円)	0.00	0.00	0.00
1 杉	*当た	り (連	[結) 絹	屯資産	額(日	円)	437.69	442.26	467.66

⁽注) 当社は 2019 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、2018 年 3 月期は個別財務諸表の数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2020年6月30日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率	
発 行 済 株 式 総 数	2,007,200 株	100.00%	
現時点の転換価額(行使価額)	24, 400 株	1. 22%	
における潜在株式数の総数	24, 400 1/1	1. 22 /0	
下限値の転換価額(行使価額)	_	_	
における潜在株式数の総数			
上限値の転換価額(行使価額)	_	_	
における潜在株式数の総数	_	_	

⁽注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始	値	1,342 円	773 円	1,451円
高	値	1,345円	3,135円	6,700円
安	値	626 円	758 円	1, 293 円
終	値	772 円	1,450円	5,270円

⁽注) 2021年3月期の株価については、2020年7月14日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

		2020年	2020年	2020年	2020年	2020年	2020年
		2月	3月	4月	5月	6月	7月
始	値	2,161 円	1,650円	1,451円	2,443 円	2,720円	6, 290 円
高	値	2,314 円	1,830円	2,416円	3,320円	6,700円	6,300円
安	値	1,571円	1,276円	1,293 円	2,420 円	2,642 円	5,050円
終	値	1,571円	1,450円	2,408 円	2,670 円	6,200円	5,270 円

⁽注) 2020年7月の株価については、2020年7月14日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

		2020年7月14日現在
始	値	5,450円
高	値	5,450円
安	値	5,090円
終	値	5,270円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

以 上

(別紙)

株式会社イノベーション 第6回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社イノベーション第6回新株予約権(以下「本新株予

約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 10,519,740 円

3. 申込期間 2020年7月31日4. 割当日及び払込期日 2020年7月31日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMBC

日興証券株式会社(以下「割当先」という。)に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 379,500 株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100 株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(1)号に定義する。)が調整される場合(第 11 項第(5)号に従って下限行使価額(第 10 項第(2)号に定義する。)のみが調整される場合を含む。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、第 11 項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第 11 項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)。

調整後交付株式数×調整前行使価額 = 調整後行使価額

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(4)号又は 第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価 額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日まで に、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、 かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその

適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 11 項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 7. 本新株予約権の総数 3,795 個
- 8. 各本新株予約権の払込金額 2,772 円 (本新株予約権の目的である普通株式1株当たり 27.72 円)
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予 約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下 「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初 5,270 円とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、 修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

- (1)本新株予約権の発行後、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 「下限行使価額」は、3,162円(ただし、第11項による調整を受ける。)とする。
- (3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行 済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める 算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行 使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当て を受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日 以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合
 - 調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。)は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。)

調整後行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして(なお、単一の証券(権利)に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。)、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とす

る発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

(調整前行使価額-調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式

株式数=

数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項 第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取 引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通 取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り 捨てる。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の 割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準 日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する 当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合 には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確

定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき (ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。)。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみ調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

2020年8月3日から2023年8月31日(ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘 柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指 定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、そ の翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を 交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権 を消却するものとする。
- 15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株 予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱 場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

18. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 渋谷中央支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、更に割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定し、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を算定結果と同額の2,772円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、2020年7月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

22. 1単元の数の定めの廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の 規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。